

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発行する広報物及び印刷物並びに市が所有する資産等(以下「資産等」という。)を広告媒体として活用し、民間企業等の広告(以下「広告」という。)を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次の資産等のうち、広告の掲載(以下「広告掲載」という。)をしようとするものをいう。

ア 市の広報紙及び市が使用する封筒その他の印刷物

イ 市が管理するホームページ

ウ 市の所有に属する不動産

エ その他広告媒体として市長が適当と認めたもの

(2) 広告主 第 4 条第 1 項の規定により広告掲載の決定を受けた者

(広告媒体の規格等)

第 3 条 市長は、広告媒体について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告の規格及び数量

(2) 広告掲載の場所又は位置

(3) 広告掲載の申込み及びその選定方法

(4) 広告掲載の時期、期間又は回数

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告掲載の募集及び決定)

第 4 条 市長は、広告媒体ごとに定める募集要領等に従って広告掲載をしようとする者の募集及び決定並びに掲載する広告の内容の審査を行うものとする。

2 市長は、前項の募集及び決定並びに審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、安芸市広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮るものとする。

3 市長は、広告掲載希望者の数が、広告の枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するものに関する広告

(2) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等(出店を予定する者を含む。)若しくは商店街又は専門店街等の広告

(3) 前号に規定するもの以外の企業又は事業者等若しくは商店街又は専門 店街等の広告

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が安芸市の印刷物等に掲載する広告として適当であると認める広告

(広告掲載の制限)

第 5 条 広告媒体に掲載する広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 法令、条例若しくは規則に違反するもの又は違反するおそれがあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動に関するもの
- (4) 意見広告又は個人的な宣伝に関するもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 虚偽若しくは誇大であるなど、過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 市の事業若しくは市が推奨していると誤解させるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 美観風致その他公益性を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として不相当であると認めるもの

(広告主の制限)

第6条 安芸市税等において滞納がある事業所又は事業主は、広告主となることができない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体の構成員及び当該構成員が役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)を務める法人は、広告主となることができない。

(広告料等)

第7条 広告掲載に係る料金(以下「広告料」という。)の額は、広告媒体ごとに市長が別に定める。ただし、条例等に定めがある場合及び入札等の方法により広告主を募集する場合は、この限りでない。

2 広告に係る費用は、広告主が負担しなければならない。ただし、市長が認める特別な事情がある場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容その他広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(審査委員会)

第9条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、会計管理者、総務課長、企画調整課長、財産管理課長とする。

4 委員長は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて広告媒体を所管する課等の長を臨時の委員とすることができる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査委員会の会議は、第4条第2項による場合のほか、広告掲載について疑義が生

じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、出席委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたとときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告掲載の決定の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 市の行政運営において支障があると認めるとき。
- (4) 第 5 条各号に掲げる要件又は第 6 条の規定に該当することが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(広告を掲載した物品等の受け入れ)

第 12 条 市長は、広告が掲載された物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該広告の内容が第 5 条各号に掲げる要件又は第 6 条の規定に該当しないと認められるときは、当該寄贈を受けることができる。

(庶務)

第 13 条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日要綱第 4 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 6 日要綱第 5 号)

この要綱は、平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 4 日要綱第 2 号)

この要綱は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。